

改

セ

正

三

入

ナ

管

法

法

2019年4月1日より、一定の専門性・技能を有する外国人労働者の受け入れを大幅に拡大することを主な目的とした改正入管法が施行されます。また、日本の大学に通う留学生が卒業後日本で就労可能な職種を増やす緩和措置が取られることも予定されています。

今後、企業が外国人人材を育成し活用するための入管手続実務や政策論について、第一線の弁護士、行政書士、元法務省幹部職員が詳細に解説致します。

第一部

改正入管法の全体像

13:00～

13:40

講師
常勤顧問
畠山学

元大阪と東京入
国管理局長



第二部

拡大される外国人雇用の機会

13:50～

14:30

講師
行政書士法人
中井イミグレー
ションサービス
特定行政書士
森祐子



第三部

「特定技能」に係る関係諸機関の解説

14:45～

16:45

講師
さくら共同法律事
務所
パートナー
弁護士 山脇康嗣



17:00～ 質疑応答 Q&A 個別相談会

料金 弊所のお客様 一社2名様まで 無料
その他の企業、団体の方 1名 6,000円
大学他教育機関の方 1名 2,000円
同業者のご参加はご遠慮ください。

チケット申し込み

<https://nyukan.peatix.com/>

4/25
(木)

開場：12:30～

会場

芝公園フロントタワー
2階

〒105-0011 東京都港区芝公園2丁目6-3



NAKAI IMMIGRATION
SERVICES LPC



03-6402-7654

問い合わせ events@tokyovisa.co.jp